

再評価に係る県知事等意見



26砂第94号
平成26年(2014年)8月20日

国土交通省
中部地方整備局長 様

長野県知事 阿部 守一



中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)
の作成に係る意見照会について(回答)

平成26年8月12日付け国部整企画第73号で意見照会がありましたこの
ことについて、別紙のとおり回答します。



長野県建設部砂防課砂防係
田中 秀基(課長) 吉川 英昭(担当)
TEL : 026-235-7317 (直通)
FAX : 026-233-4029
e-mail : sabo@pref.nagano.lg.jp

(再評価)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案 ※	長野県知事の意見
入谷地区地すべり対策事業	継続	<p>入谷地区地すべり対策事業は、県土の保全、県民の生命や財産を守るために必要かつ重要な事業であることから、事業継続を図るとともに、着実な事業の推進を強く要望します。</p> <p>事業の推進にあたりましては、引き続きコストの縮減に努めていただくとともに、監視・検証期間中に地すべりの変状が認められた際には、対策工の実施をお願いします。</p>
此田地区地すべり対策事業	継続	<p>此田地区地すべり対策事業は、県土の保全、県民の生命や財産を守るために必要かつ重要な事業であることから、事業継続を図るとともに、着実な事業の推進を強く要望します。</p> <p>事業の推進にあたりましては、引き続きコストの縮減に努めていただくとともに、監視・検証期間中に地すべりの変状が認められた際には、対策工の実施をお願いします。</p>

※貴県の意見を踏まえ、中部地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

技第404号
平成26年8月26日

中部地方整備局長 様

岐阜県知事 古田 肇



中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）
の作成に係る意見照会について（回答）

平成26年8月12日付け国部整企画第73号で依頼のありました中部地方整備局管内における直轄事業の再評価に係る対応方針（原案）案に対する本県の意見について、下記のとおり回答します。

記

【河川事業】

○庄内川水系直轄砂防事業

対応方針（原案）案のとおり、事業の継続について異存ありません。

なお、事業の実施にあたっては、引き続き、実施箇所、工法及び事業費などについて工事実施前に本県と十分な調整をしていただくとともに、コスト縮減の徹底をお願いします。





交管政 第 49 号
平成26年8月28日

国土交通省中部地方整備局長
八 鋏 隆 様

静岡県知事 川勝 平太



中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る
意見照会について（回答）

平成26年8月12日付け国部整企画第73号で依頼のあった標記の件について、
下記のとおり回答します。

記



1 砂防事業「富士山直轄砂防事業」再評価対応方針（原案）に係る意見

本事業は、富士山南西山麓等の土砂流出による潤井川、沼川の河床上昇に伴う洪水被害や支溪での土石流などの災害を軽減し、富士市、富士宮市における県民の生命と財産を守り、安全で安心な生活基盤の確保を図るための重要な事業です。

また、日本の大動脈であり静岡県を東西に結んでいる高速道路や主要国道、幹線鉄道の重要交通網を保全することからも重要な事業です。

今後も、コスト縮減の徹底とともに、効果が十分に発現されるよう事業の推進をお願いします。

また、各年度の実施に当たっては、引き続き県と十分な調整をお願いします。

2 砂防事業「安倍川水系直轄砂防事業」再評価対応方針（原案）に係る意見

本事業は、安倍川上流域の土砂流出による河床上昇に伴う洪水被害や支溪での土石流災害を軽減し、本県の社会経済の中心である静岡市における県民の生命と財産を守り、安全で安心な生活基盤の確保を図るための重要な事業です。

また、日本の大動脈であり静岡県を東西に結んでいる高速道路や主要国道、幹線鉄道の重要交通網を保全することからも重要な事業です。

今後も、コスト縮減の徹底とともに、効果が十分に発現されるよう事業の推進をお願いします。

また、各年度の実施に当たっては、引き続き県と十分な調整をお願いします。

26建企第273号
平成26年8月29日

中部地方整備局長 殿

愛 知 県 知 事



中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回答）

平成26年8月12日付け国部整企画第73号の意見照会について、別紙のとおり回答します。

担 当 建設部建設企画課
企画第二グループ 伊藤
電 話 052-954-6611



(別紙)

【砂防事業】

事業名	意見
庄内川水系 直轄砂防事業	<ol style="list-style-type: none">1 「対応方針（原案）」に対して異議はありません。2 庄内川流域への土砂流出による被害を防止する庄内川水系直轄砂防事業を引き続き推進していただきたい。3 事業実施にあたっては、一層のコスト縮減を図るとともに、引き続き県と十分な調整をお願いしたい。

県土 第26-64号
平成26年8月27日

中部地方整備局長 様

三重県知事 鈴木英敬



中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）
の作成に係る意見照会について（回答）

平成26年8月12日付国部整企画第73号で依頼のありましたこのことにつきまして、下記により回答いたします。

記

一般国道23号 中勢道路

意見： 本事業は、国道23号の交通渋滞緩和や災害時の復旧・支援ルートの確保、さらには地域開発の支援を図るための重要なバイパス事業です。

今後も引き続き、本県と十分な調整をしていただき、津市野田～津市高茶屋小森町間の平成26年度供用及び鈴鹿市御菌町～津市河芸町三行間の平成30年度供用を確実にするとともに、開通の見通しが明らかになっていない区間については、開通の見通しを明らかにした上で、早期全線完成に向けた事業の確実な推進をお願いいたします。また、既供用区間の渋滞対策の推進もお願いいたします。



事務担当
三重県 県土整備部
公共事業運営課 事業評価班
電話 059-224-2915
FAX 059-224-3290



名港管第3872号
平成26年8月18日

国土交通省中部地方整備局長
八鍬隆 様

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし



中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成
にかかるとい見照会について（回答）

平成26年8月12日付け国部整企画第73号の意見照会について、下記のとおり回答します。

記

名古屋港飛島ふ頭南地区国際海上コンテナターミナル整備事業は、名古屋港の発展のために重要な事業であり、事業継続が妥当と考えています。

なお、今後の事業の実施にあたっては、引き続き、効果的な事業手法の検討やコスト削減の徹底が図られるとともに、早期の事業完了により当該コンテナターミナルの効果が十分に発揮されるようお願いします。

また、実施にあたっては、引き続き本組合と十分な調整をお願いします。

担当 企画調整室事業担当
電話 052-654-7936

